

情報通信審議会 有線放送部会（第26回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年3月28日(金) 10時00分～11時00分
於、1001会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、大谷 和子、根岸 哲（以上3名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

河内 正孝（官房審議官）、藤島 昇（地域放送課長）、
吉田 博史（地上放送課長）

(2) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題（非公開にて審議）

諮問第1203号及び諮問第1204号に関する審議

開 会

○根元部会長　ただいまから情報通信審議会有線放送部会第26回の会議を開催いたします。

本日は委員5名中、3名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また本日の会議は、情報通信審議会議事規則第9条第1項第2号有線テレビジョン放送法第26条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する審議の規定によりまして、非公開にて行います。

議 題

諮問第1203号及び諮問第1204号に関する審議

○根元部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。それでは、各事業者からの意見聴取を行いたいと思います。

まず、裁定申請者である長野県の有線テレビジョン放送事業者2社から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○意見陳述人（株式会社テレビ松本ケーブルテレビジョン・佐藤）　長野県の区域外再送信問題に関する協議状況について、エルシーブイ株式会社、テレビ松本ケーブルテレビジョンの2社を代表いたしまして、私、テレビ松本の佐藤浩市がご説明させていただきたいと思います。

松本地域2市1町1村、諏訪地域4市3町1村の17万世帯、約50万人の方々が、東京のキー局の放送を引き続き見たいという願いは、関係各方面の方々のご尽力と民間放送各社のご理解をいただき、その願いが今まさに天に届こうとしております。

私がケーブルテレビ人生36年間の中で、初めて区域外再送信問題が話題に上りましたのは、昭和63年6月20日、テレビ東京のボクシングのヘビー級マイク・タイソンの放送が契機であったというふうに記憶しております。あれから20年の歳月が流れ、一昨年来、総務省が本腰を入れてこの問題に取り組んでいただいていることに心から感謝を申し上げます。それと同時に、ケーブルテレビの第一世代の最後の経営者として、

何とかこの問題を解決することが、これまでケーブルテレビを育てていただきました視聴者に対する恩返しだと思って取り組んでまいりました。

さて、昨年の8月、大分の大臣裁定後、情報通信審議会が答申された際に、制度のあり方などの検証をすべく、昨年の10月に総務省の中に有線放送による放送の再送信に関する研究会ができて、その中で、民々による話し合いの解決はできないだろうかというふうな座長をはじめ、関係の先生方のご示唆をいただきまして、日本ケーブルテレビ連盟と日本民間放送連盟は、昨年の11月から鋭意協議を続けてまいりました。そして、昨年の12月3日にケーブルテレビの区域外再送信の適正なあり方及びその範囲について両連盟の間で見解の一致を見るなど、一定の成果を上げております。

こうした背景の中で、関係各方面の方々のご尽力により、在京キー局5社に区域外再送信を求めたテレビ松本ケーブルビジョンと、エルシーブイの2社からの大臣裁定申請事案について、在京キー局5局と長野県の2社は解決に向けて、昨年の12月以来、10回以上を超える話し合いをさせていただいてまいりました。

昨日、3月27日に大筋で7社間での合意がいま一步のところまでこぎつけております。

私どもテレビ松本ケーブルビジョンとエルシーブイの2社は、長野県内のケーブルテレビ事業者とともに、長野県の地上デジタル放送協議会に参加をし、長野県内へのデジタル化の推進のため、NHK、県内民放事業者と協力をし、告知・普及のために取り組んでまいりたいと思っております。

また県内事業者とはイベント及び番組の共同制作、東京キー局には番組素材の提供などでご協力をしてまいりたいと思っております。この区域外再送信問題をきっかけに、ケーブルテレビ事業者と民間放送事業者とが協力をし、国民のために役立つ道を模索してまいりたいと思っております。

株式会社テレビ松本ケーブルビジョンと、エルシーブイ株式会社は、在京キー局とのすべての条件を1日も早くクリアして、円満に解決をし、1日も早く大臣裁定申請を取り下げるべく、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○根元部会長　ありがとうございました。ただいま、両連盟でのお話し合いの経過をご説明いただきました。その方向性も理解できております。

それではきょう、ほかに在京キー局5社の方にも来ていただいておりますが、何かご

発言、ご説明ございますでしょうか。

○意見陳述人（株式会社テレビ朝日・福田） ありがとうございます。在京キー局を代表いたしまして、テレビ朝日の福田と申します。よろしくお願いいたします。

きょう、提出させていただいております文書につきましては、松本の社長のほうからご説明をいただきました。我々もとより、区域外再送信というものを認めるという立場にはございません。しかしながら、今お話にありましたように、去年の8月、この部会におきまして、答申がされた際に制度のあり方を幅広く検証すべきであるという指摘がなされまして、これを受ける形で、今もありましたように、研究会を発足し、その研究会のほうから我々に対しても協議ができないものかというご指示がございましたので、それを受けまして、鋭意精力的に協議を行ってまいりました。

当然、ケーブル問題全般、全国的な話と、それから今回の長野の特別な案件という、2つ以上の課題をやっておりますけれども、特にこの問題につきましては、当部会のほうにも諮問されておりますので、時間も切迫しているということもあります。そういう意味で鋭意詰めてまいりましたので、先ほど各方面からのアドバイスを受けました、3点の合意については、今、佐藤社長のほうからおっしゃったとおりであります。

私どもは、当部会等のご指摘を受けた後に、有線テレビジョン放送を含むすべての枠を乗り越えまして協議をやってきましたけれども、その中で著作権関係の対価とは別に有料化のありようについても検討をしてまいりまして、その問題がまだ今、残っているということでございます。

早く再送信に同意をして、円満な形で放送したいという願いは我々も受けとめておりますので、申し上げました有料化につきましては、今後引き続き協議をしてみたいと思っております。

それとは別個に、そのほかの条件を協議していくということを前提にいたしまして、同意につきましてははしかるべくご希望に沿いながら検討して、早急に同意できる環境をつくっていきたくと思っております。今佐藤社長もおっしゃいましたけれども、あと一歩のところということですので、近々合意が成立するものと思っております。

先方からは、新たに開所するものについては、ことし6月1日からのサービスをしたいということは、我々も非公式に聞いておりますので、それを念頭に置きながら、今後の最後の詰めを行っていきたくと思っております。

そういう意味で、我々のこの交渉がうまくいった場合は、実は裁定がおりたとか、あ

るいは裁定審査がされた後でも、協議ができるという1つの大きな成果だと思っておりますので、これは昨年の8月にご指摘がありましてから8カ月になりますけれども、そのご指摘の結実に当たるものであるというものでありますので、いましばらく時間をいただければと思っております。

ほかの4社、特にネット局を持っております我々を含めた4社、それからネット局ではありません、テレビ東京につきましても、私の発言に代表させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○根元部会長 どうもありがとうございました。

あと長野県の放送事業者4社にも来ていただいているのですが、何か追加のコメントはございますでしょうか。

○意見陳述人（株式会社テレビ信州・笠井） それでは一言申し述べさせていただきます。私は長野民放4社の幹事社を務めております、テレビ信州の笠井と申します。よろしくお願いいたします。

長野地区では平成3年から国策による民放4波化が実現しておりまして、いわゆる情報格差はないと、我々は考えております。さらに我々は地域を支えるメディアといたしまして、地域文化の進展と地元住民の福祉向上、それから地方自治と民主主義の発展に寄与し、生活と安全を守るために欠くことのできないローカル番組を制作・編成しており、それに最大限の努力を払っております。1人でも多くの皆さんに地元のテレビを視聴していただきたいと考えております。視聴者の皆さんに質の高い番組を安定的に供給するためには、経営の安定は必要不可欠と考えております。

区域外再送信の視聴は我々地元局のメディア価値を低下させるばかりでなく、多くの問題点があることから、ケーブル事業者とはキー局も含めまして、長いこと、これは平成9年からですが、この問題を争ってきました。

しかし、先ほどから話が出ております「有線放送による放送の再送信に関する研究会」の「最終とりまとめ」が最近発表されましたが、その中で、本来の放送区域と生活面・経済面での一定の関連性があるかどうかということが同意判断の基準に加わったということは、長野問題を解決する1つの糸口になるのではないかと、私ども期待しております。

一方、民々の協議ということで、民放連とケーブルテレビ連盟の話し合いが進められており、長野地区においては2014年7月24日をもって、区域外再送信を打ち切る

ことで協議をしているというふうに、きのうまで聞いておりましたが、きょう、この段階で大筋合意のところまで来ているということがはっきりいたしました。我々は県域放送免許制度の形骸化、著作権、地域放送の重要性、あるいは我々の経営に与える影響というようなことに係る、多くの問題点を抱える区域外再送信には基本的には反対しております。

しかし、長野問題を解決すべく協議を進めてこられた民放連、それからキー局の努力を多といたしまして、できるだけ早い時期での打ち切りを希望しておりましたけれども、2014年7月24日に確実に打ち切ることで、大筋合意されたということですので、これがきっちりできるのであれば、我々とすれば、やむなく容認せざるを得ないと考えます。

この場合、ケーブル事業者には法令順守の精神にのっとり、経過措置期間を守っていただき、違法な再送信が行われることのないようお願いしたいと思います。

また、これらの措置は激変緩和ということで、受信者利益の一定程度の保護ということを考慮した経過措置でありますから、打ち切りの時点で再び受信者利益の保護を主張することのないように、この点もお願いしたいと思います。

以上、我々のほうからのお願いも含めた陳述でございます。

○根元部会長　ありがとうございました。

本日、三方面からご出席いただいて、裁定の状況を把握させていただきたいということで、今ご意見をお聞きしているわけでございます。最初に裁定申請者のほうから大枠、両連盟でお話し合いが進んで、いま一步のところまで行っているというようなお話でございます。我が部会としても、できるだけこういうものは民々で解決していただくのが理想であろうと思っているところがございます。それでどうしてもだめな場合には、我々として、その裁定をさせていただきたい。それは基本的でございます。

そういうことで、きょうのお話をお伺いして、我々としてもいい方向で進めていただいている、両連盟の方には多大なご努力をいただいているということを実感させていただいているところでございます。それで、お申し出としては、いま一步のところであるというところで、部会としては少し見守るといいますか、こちらの判断の理解としては、少し見守ることを要望されているような気がいたしております。

以上だと思いますが、委員の方々、何かご意見がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

我々としても、見守らせていただいて、早期に解決をしていただきたいということを強く希望いたします。特にメディアに関する環境はいろいろ変わっていますし、それから視聴者の方々の志向もいろいろ変わっていますので、その視聴者を大事にするという意味も含めて、いろいろご協議いただいて、解決の方向に持って行っていただければと思います。

それで、法的なことからしますと、当部会は申請が多分あるうちは、この問題を部会の問題として抱えておかなければいけないんですけども、その裁定を取り下げるといってお話をされておりますが、それまで具体的な道筋といいますか、大体いつ頃だといってお話はお聞きすることができるでしょうか。

○意見陳述人(株式会社テレビ松本ケーブルテレビジョン・佐藤) 私どものほうでは、できるだけ早い機会ということでございますので、4月の半ばごろまでにはお話し合いをさせていただいて、あとわずかですので、裁定をおろす努力をしたいと思っております。

○根元部会長 それでは4月半ばまで、最後の詰めをやっていただいて、その時点で大臣裁定の申請を取り下げるといいう方向であるということ部会として確認させていただいて、きょうのヒアリングはここで終わるべきかと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明と、それから我々の判断でもありまして、ヒアリングを終了ということにさせていただきたいと思っております。それでは各社さん、退室をお願いします。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(関係事業者 退室)

○根元部会長 どうもありがとうございました。

ほっとしました。鋭意ご努力いただいて、いい方向に行ったと思います。ここで若干フリートキングをしたいと思いますが、何か課長、追加に我々が知っておいたほうがいいような情報がありますか。

○藤島地域放送課長 今のお話で、非常にいい方向に進んでいると。正直申し上げて、きょうの部会をセットしたころまでは、まだ果たしてここまでに間に合うかどうかというような話もあったのですが、きょう、話を聞いた限りでは、非常にいいムードで進んでおりますし、4月の半ばまでという言葉も聞かれましたので、この方向に沿って、

先ほど部会長からのご発言もございましたとおり、いましばらく見守っていただければと思います。

事務的には、もちろん万一のことも考えまして、一応4月の終わりぐらいには次回の部会もセットして、それで、そこでもしだめだったら、裁定かなというようなこともちょっと念頭には置いておりましたが、おそらくそれは今のところはせずに済むかなということでございます。ただ、一応頭の中としては、万一のことを考えると、次回には答申案文を提出させていただいて、ご審議ということも一応論理的にはあり得るところでございます。

- 今林情報通信政策局総務課長　大変、きょうはお忙しい中、時間を割いて、お集まりいただき、恐縮でございます。協議をしているのであれば、そもそも裁定申請の適格性というのは何なのかということになるわけですが、こういう審議会でご審議を賜っている状況にあるという危機感から、両者ともまとめなければという機運が高まったことも確かでございます。それできょう、先ほど地域放送課長からも発言がありましたが、きっちりとしためどというものも示されましたので、そこまではきちっと協議をさせていきたいと思いますが、先ほど課長からもありましたが、その後、万一、審議会のときの発言を覆すようなことになった場合には、先ほどの訴えの利益じゃありませんけれども、適格性ということで、協議がほんとうに整わないのであればそうですし、整う方向であれば、そもそも審議をいただくような必要性もなくなるわけですので、そういう判断を下していきたいと思っております。

それから、また後で課長のほうから報告申し上げますが、審議会のほうからご注文いただいたことに基づいて設置された研究会、そちらのほうのガイドラインなども、ちょうど時期が重なってまいります。そういったところも見据えて、逆に言いますと、この長野問題を注視している全国の地域で、区域外再送信に関する問題が一斉に鎮火するのではないかなと、私どもとしても期待しているところでございます。

- 根元部会長　どうもありがとうございます。根岸先生、何か。
- 根岸委員　皆様のご努力でこうなると、大変うれしく思っております。一つおききたいことは、この例えば2014年7月24日までとなりますよね。そうすると、その後はどういうふうなことが予想できるのかというのは、この裁定申請とは関係がないかもしれませんが、もし何かございましたら、お話しいただけると大変ありがたいです。

○藤島地域放送課長　実際にどういう同意書が交わされるかという、言葉にもよるかと思えますけれど、一応の考え方としては、研究会のほうで先ほどもお話がちょっと出ました、生活面、経済面での関連性のある地域については原則同意をすべきであると。これを外れる地域については、正当な理由に当たって、同意をしないことができるという方法にするのがいいのではないかというのが、ざっくりした考え方でございました。

ただし、今までずっと見ていた視聴者の利益を保護するために、一定の経過期間を設けるべきではないかと。今回の2014年までというのは、この経過期間としての位置づけとしての同意であるということを両者が合意したと。したがって、松本地域については、生活面、経済面での関連性は弱いと。だから新基準で言うと、対象外であるけれども、経過期間としてという、一応そういう位置づけで両者の認識が一致したというふうに考えてよろしいのかと思います。

ただ、もちろん、もし2014年にもう一回裁定申請が出てきたときは、もう一度別途判断しないといけなくなるかもしれませんが、今回のこの合意内容を前提とする限りは、ここは両者が一たん生活面の関連性は弱くて、同意をしなくてもいい地域という認識に、少なくとも現時点では立っていたのだなということが、その時点での部会審議の1つの材料とはなるのかなと思っています。

○根岸委員　ありがとうございます。

それから、もう一つ、ここで最初のころに私も発言したことを記憶しておりますけど、お金の問題があるのではないかと感じていました。今回、在京キー局に対して対価というのが出てきて、そしてそれを協議しているということで、注目というか、私としてはしているわけで、テレビ東京については、何かすべて合意ができたというお話なのですが、それはこの対価の合意もできたという意味ですか。

○藤島地域放送課長　はい、そういうふうに承っております。実際に今まで区域外再送信で対価をとったことはなかったのですけれども、今回そこまで含めて、対価をとるということで、具体的な金額まで合意ができたというふうに……。

○根岸委員　ほかはまだ今のところ、そこまでは行っていないが、1つのベースというか、そういうことになりそうですか。

○藤島地域放送課長　いや、実は……。

○今林情報通信政策局総務課長　その対価とは何なのかというところが非常に難しいかと存じます。それで、純粹な意味で、著作権なりに関するところを追求するとすれば、

テレビ東京さんと同じような考え方に立って、番組販売なりということが原則にならざるを得ないと。そうすると先ほど、テレビ朝日の方のご発言がありました。非常に高い金額になってしまいます。

他方、本件措置は、先ほど先生からお話がありましたように、2014年から先ほどなるのだろうかということでございます。つまり経過措置なわけですね。とすると、経過措置の期間の対価をどう考えるかということで、両面からあるかなと思います。キー局、あるいは地元局からしますと、とるからには、だれか人に、世間に説明できるような、あるいは株主に説明できるような金額でないといけません。しかしながら、そうすると高くなってしまいうところに矛盾といえますか、非常に悩みがあるわけで、そうすると、そういった著作権的なお金を一律にとるということで、ほんとうに解決されるかどうかというところは、若干疑問が残ってしまいます。

したがって、ここにありますように、留保しているというか、協議中であるということで、若干の期間は行くのかもしれないと見ております。

○根岸委員　わかりました。私も十分検討しなければなりませんので、何か断定というか、最後の結論というところまで全く行っておりませんが、私が当初考えていたのでは、今お話のような著作権料の問題と、別に何か取引というか、経済取引をやっているわけだから、その対価があるのではないかと、私は思っていました。

もう一つは、この区域外再送信の同意という問題と、対価の協議という問題はどういう関係にあるのかということで、これももちろん十分皆様のご意見をお伺いすると、違う結論になるかもしれませんが、同意という問題と、お金が幾らかという問題とは、もちろん関連はしていますが、別であって、同意をするかどうかという問題がまずあって、対価の協議が整わないからという問題とは切り離して考えるべきものだと思っていました。ですから、例えばここでそういうことは多分ないと思いますけれども、一応区域外再送信は2014年7月24日まで認めるという問題と、対価がどうなるかという問題は一応切り離して考える必要があるのではないかと考えていました。今後、万が一ということになったときにどうするかと考えるときに、今のところ、そう思っていますが、この問題は先生方のお話を聞いてから、また意見を修正するかもしれません。

○根元部会長　ありがとうございます。大谷先生、何か。

○大谷委員　私も有料化の話について、初めてお聞きしたということもありまして、非常に関心を持ったのですけれども、ここであえて何かご質問をするというよりは、やは

り一つ有料化の先例ができると、全国の似たような紛争地域で、それを参照した解決方法というのも模索できるのではないかということで、ある程度モデルになるようなことであれば、当事者限りではなくて、情報公開していただくことも必要かななどと思っていたところです。

ただ、著作権とは別だということなので、何の対価かという点、これはこの場でお話しするようなことではもちろんないと思っているのですが、地域放送を支えるようなユニバーサル・サービスの、基金的な位置づけの対価とか保証金のようなものであれば、イメージできるのであって、何かの対価性、取引の対価としての対価性は乏しいというふうにかねがね思っておりまして、ただやはりどこかでその地域の特徴を出して、地域放送を何とか維持しなければいけないと。そして地域放送の担い手であるテレビ局というのをどういう形で守るのか、あるいはそれは国がやることなのか、それとも民間の調整機能にゆだねることなのかということも含めて、少し大きな枠の中での議論を今後続ける必要があるのではないかなという、そういう課題として、この有料化の話を受けとめたということです。

1つ、お伺いしたいのは、あそこまで硬直化していた人たちが、あんなに雪解けしたというのは、やはり再送信研究会で地域性に配慮された結論が出されたということが一番の決め手になったのか。それともほかにもいろいろな要因があったのかなんですけど、それをお聞きしたいという質問が1つ。

それからあとはざっくりした感想なのですけれども、裁定の申請というのが紛争解決機能だというのはあまり意識していなかったのですが、やはり紛争処理的な意味合いを期待されているという部分もあるのだなということ初めてというか、認識しまして、今までほかの地域だとあまり紛争解決というよりは、とにかく何かお上の結論をもらってやればいいというか、免罪符的なものだというふうな位置づけでとらえられていたところが、どちらかという点、当事者間の紛争解決を推進するような推進力にもなり得るのかなというのが、おもしろいなと思ったところなんですけれども。であれば、何か、これは再送信研究会の報告書にも書かれていますけど、あっせんとかについて、そういうこともちゃんと考えていったら、よりこういう問題は日本から一掃されるのかなという気もしております。

○根元部会長　先ほどのご質問。

○藤島地域放送課長　雪解けに至った原因ですけど、やはりこの再送信研究会での結論

が出たというのが一つ、かなり大きな話だったかなと思います。

それからもう一つは、この結論とはまた別に、ただこの議論の中でも長野問題の解決は難しいなという認識もやはり非常にありまして、ここについてはやはり別途規則的な解決より、当事者間がとことん話し合っただけで妥協点を見出すほうが重要ではないかという認識もございまして、この途中の段階で、長野に限らずだったんですけど、両連盟のほうにちょっと話し合いでの解決方法というのをやる方法はないのかと、ちょっと話し合ってみてくれという要望も出されておりました、それで当事者だけじゃなくて、連盟が全国の状況も見据えて、どのような解決方法が可能かということを相当話し合われておりました。そんな中で、お互い、完全にじゃないですけど、一定のコンセンサスというのが得られて、今日のここに至ったのかなと思っております。

○根元部会長　どうもありがとうございました。私の感じですけれども、きょうが重要だと思っていたのですが、それで、先ほど大谷先生がおっしゃったように、できるだけ1つの例になれば、あとはおさまるなど。こうなったのは、やはり時代の進みですよ。テレビ放送会社もCATVのほうも、ある程度危機感を持っているのだと思います。これからどうなるかと。やみくもに対立しては、お互い共倒れだという、多分そういうのがあるのだと思うのですね。

そういう環境もあるし、それから我々がとってきたような、1つの流れがあって、それをご理解いただいて、やはり今やらなければいけないなというような切羽詰ったところがあるような気がするのです。ですから、これでもって、あと紛争はなくなって、多分5年間というのは、何か準備するんだと思うんですよ。新しい事業のあり方とか、放送のあり方、それでそれは対立するのではなくて、ある程度協力しながら、地域放送も考えながら、どうやるかという、1つの模索期間に5年をとっているんじゃないかなという希望的観測をしているんですが、その辺を楽しく見守りたいなと思ってます。

じゃ、そういうことで、この件はよろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございます。

あと何かご発言はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、きょう準備したことを全部終わっていますので、終わりたいと思います。おかげさまで、これまでずっとやってきて、裁定問題である程度の方向性といえますか、ファイナルに向けて進んでいるかと思えます。先生方、それから事務局に多大なご努力

をいただいて、こっちの方向に来ていると思います。まだ安心はできませんけれども、ちょっと安心しましたという感じで、きょう終わりたいと思います。どうもありがとうございました。